

## 履修及び進級等に関する規程施行細則（保健医療学部臨床検査学科）

（目 的）

第 1 条 この細則は、関西医療大学履修及び進級等に関する規程に基づき、本学科における授業科目の履修、試験及び進級要件に関して、必要な事項を定める。

（履修の条件）

第 2 条 本学科で 1 年間に履修登録できる単位数の上限を 47 単位とする。

（特例再試験）

第 3 条 本学科では履修及び進級等に関する規程第 12 条の定めのほか、次の場合に特例再試験を行うことがある。

（1）3 年生の前期終了時に、専門教育科目で単位未取得科目の必修科目が 2 科目以内ある場合。

（進 級）

第 4 条 本学科では、履修及び進級等に関する規程第 14 条の定めのとおり、当該年次に配当された必修科目の単位を全て取得したときは、次年次への進級を認める。

2 当該年次に配当された必修科目の未取得単位が 4 単位以下のときには、次年次への仮進級を認める。

3 当該年次に配当された必修科目の未取得単位が 5 単位以上の場合には、原級に留まるが、別に定める functional Grade Point Average の要件を満たせば、次年次への仮進級を認める。

4 3 年次終了時において、当該年次までの各学年に配当された専門教育科目で単位未取得の必修科目がある場合には、次年次への進級を認めない。

5 3 年次の前期終了時において、専門教育科目で単位未取得の必修科目がある場合には、「臨地実習」を履修できない。

（改 廃）

第 5 条 この細則の改廃は、学科会議の議を経て学長が行う。

附 則

1. この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。